

議案第62号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓内科 呼吸器内科 消化器内科 血液内科 糖尿病・内分 泌・代謝内科 腫瘍内科 外科 消化器外科 呼吸 器・乳腺・内分泌外科 心 臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成 外科 精神科 小児科 皮 膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放 射線科 病理診断科 臨床 検査科 救急科 歯科口腔 外科 麻酔科	略

略

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓内科 外科 呼吸器外科 心臓 血管外科 脳神経外科 小 児外科 整形外科 形成外 科 精神科 小児科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リ ハビリテーション科 放射 線科 病理診断科 臨床検 査科 救急科 歯科口腔外 科 麻酔科	略

略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。